

平成 30 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	危機管理監	1
2	総務局	1
3	地域政策局	2
4	環境県民局	2～3
5	健康福祉局	3～4
6	商工労働局	4
7	農林水産局	5

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	県立総合技術研究所保健環境センター	総 務 局	5
9	県立総合技術研究所畜産技術センター		6
10	西部厚生環境事務所・西部保健所	健康福祉局	6
11	西部東厚生環境事務所・西部東保健所		7
12	西部こども家庭センター		8
13	動物愛護センター		9
14	県立安芸津病院	病院事業局	9～11

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
15	公益財団法人ひろしま文化振興財団	環境県民局	12

2 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	12～13

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	福山少年自然の家	14
3	県立可部高等学校	15
4	県立竹原高等学校	15～16
5	県立忠海高等学校	16～17
6	県立瀬戸田高等学校	18
7	県立黒瀬高等学校	18
8	県立高陽高等学校	19
9	県立廿日市西高等学校	20
10	県立庄原実業高等学校	20～21
11	県立尾道商業高等学校	21～22
12	県立戸手高等学校	23
13	県立因島高等学校	24
14	県立福山特別支援学校	24
15	県立黒瀬特別支援学校	25

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
16	公益財団法人広島県教育事業団	教育委員会事務局	26

3 公安委員会

(1) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	広島南警察署	27
2	海田警察署	27
3	廿日市警察署	28
4	江田島警察署	28
5	東広島警察署	29

【知事】

1 危機管理監 (監査年月日：平成30年11月6日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)

【フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては、定期点検を行うこととなっているが、対象となる空調機器3台について、定期点検が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）第2
----	---

措置の内容

【原因】

3年に1回の定期点検が必要で、平成29年度末までに点検する必要があったが、防災航空センターで管理している「フロン排出抑制法に基づく点検記録簿」と、別途管理していた資料に齟齬があり、平成30年度に当該定期点検を実施する予定としていたものである。

【措置内容】

平成30年度に当該点検を実施した。

なお、点検にあたり詳細を確認したところ、対象となる空調機器は4台であったことが判明したので、点検記録簿を修正し、整理した。

これらの状況を踏まえ、点検の実施及び結果の把握は、「フロン排出抑制法に基づく点検記録簿」で行うよう徹底した。

また、定期点検の実施に遺漏のないよう、平成31年度を初年度とする3年間の長期継続契約、広島県防災拠点施設庁舎総合管理業務契約の中にその業務を盛り込んだ。

2 総務局 (監査年月日：平成30年8月10日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)

【貸付財産の管理について】

次の貸付財産について、貸付けの手続きは行われているが、貸付台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

貸付財産 (土地)	元東広島地域事務所竹原分庁舎 287.78m ² 元東広島地域事務所竹原分庁舎402.65m ²
根拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措置の内容

【原因】

貸付に係る事務処理の遅延によるもの。

【措置内容】

今後はたけはら合同ビルに係る事務処理のチェックリストを兼ねた業務一覧を作成し、適切に管理していく。

3 地域政策局（監査年月日：平成30年8月21日）

平成30年度 監査結果（改善を求める事項）	
【行政財産の使用許可に伴う必要経費の徴収に係る事務処理について】 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って、国際協力センター一使用料として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（国際課）	
財 産	建物（広島国際協力センター）4.54 m ²
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条，第2条
措 置 の 内 容	
【原因】 担当者の歳入科目についての認識不足と所属内のチェック体制が十分でなかったこと。	
【措置内容】 担当者は事務処理について再確認し，所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。再発防止のため，伺い文に歳入科目を明記することとし，複数職員によるチェックを徹底した。	

4 環境県民局（監査年月日：平成30年10月18日）

平成30年度 監査結果（指摘事項）	
【借受不動産の管理について】 次の借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）	
借受不動産	建物（県民文化センターふくやま楽屋）208.00m ²
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条
措 置 の 内 容	
【原因】 当該不動産の賃貸借契約時（H3.7.1）には紙の借受台帳による記録管理を行っていたが、その後、現行の財務会計システム上の借受台帳への入力手続きを失念していた。	
【措置内容】 平成30年10月25日に、借受台帳登録を完了した。	

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【貸付財産の管理について】

次の貸付財産について、貸付けの手続きは行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（大学教育振興担当）

貸付財産	建物（県立広島大学サテライトキャンパス）1,985.81m ²
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

措 置 の 内 容

【原因】

当該財産（建物）の無償貸付契約については、必要な手続きを行い契約締結しているが、契約当初（H25.4.1～）から貸付台帳の作成及び財産管理課への報告（システム登録）を失念していた。

【措置内容】

平成 30 年 10 月 25 日付で貸付台帳に記載し、貸付台帳登録を行った。なお、再発防止策として、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、所属内で相互チェックを行うこととした。

5 健康福祉局 （監査年月日：平成 30 年 9 月 13 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【備品の管理について】

次の備品について、不用の決定及び廃棄手続きを経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。（社会援護課）

品 名	パーソナルコンピューター
根 拠	物品管理規則第 27 条，第 30 条

措 置 の 内 容

【原因】

担当者の不用の決定及び廃棄手続きに対する認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、課員に今回の指摘事項を周知するとともに、物品の廃棄にあたっては、物品管理規則に基づく承認等の手続きを行うよう周知した。

参考

監査受検後、直ちに物品管理規則に基づく手続きを行った。

- ① 返還手続：平成 30 年 4 月 1 日付（平成 30 年 9 月 7 日完了）
- ② 不用の決定：平成 30 年 9 月 7 日完了

平成 30 年度 監査結果（改善を求める事項）

【広島がん高精度放射線治療センターの運営の改善について】

当センターは平成 27 年 10 月の開設以来、当初計画どおりの収益が確保できない状況が続いている。

現状のままでは、リニアック（放射線治療装置）の増設はもとより、更新の財源も不足することが見込まれることから、現状を踏まえた上で、機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、県の負担を明確にする必要がある。

また、4 基幹病院の役割分担など、地域医療再生計画で示された当センターの当初の設置目的が正しく実現されるよう、運営協議会において今後の方針を検討する必要がある。（がん対策課）

措 置 の 内 容

今後のセンターの運営に当たっては、機器の更新時期や費用等を取りまとめ、指摘の内容を踏まえ、役割分担の更なる明確化ができるよう、関係 7 者による運営協議会で引き続き協議・検討を行う。

6 商工労働局 （監査年月日：平成 30 年 7 月 26 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【消防用設備の維持について】

次の施設について、消防署から消防用設備の不備事項について整備改修を求められていたにもかかわらず、必要な措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

施設名	ひろしま産学共同研究拠点
設備（不備事項）	自動火災報知設備（未警戒部分あり）
根 拠	消防法第 17 条第 1 項

措 置 の 内 容

【原因】

自動火災報知設備の未警戒部分は全て天井ごと撤去された空室となっており、令和元年度の新規入居者のニーズに合わせ、天井を含めて整備することが効率的であると考えたため。

【措置内容】

指摘を受け、直ちに業者へ発注し、平成 31 年 1 月 31 日に整備が完了した。

また、再発防止に向けて、所属で指摘事項を共有するとともに、関係法令等を再確認し、法令に基づいて適切な事務処理を行うよう努めた。

7 農林水産局 (監査年月日：平成 30 年 9 月 10 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【有料道路通行券の管理について】 郵便切手類受払簿の記録を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(水産課)</p>	
根拠	広島県物品管理規則 第 42 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 受払簿への記入を失念していたため、受払簿と実際の枚数が一致しなかった。</p>	
<p>【措置内容】 使用する際は受払簿に記入することを徹底し、枚数の確認を複数名で行うこととした。</p>	

8 県立総合技術研究所保健環境センター (監査年月日：平成 30 年 6 月 7 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、消防用設備等保守点検業務等に係る仕様書が、県の規程に基づいて作成されておらず、対象設備や保守点検の内容等が記載されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契 約 名	庁舎設備保守管理業務 (平成 29 年度)
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 5 条 施設管理業務委託の事務処理について (通知) 3 (1)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 前例踏襲で仕様書を作成し、県の規程を参照していなかったため。</p>	
<p>【措置内容】 平成 31 年度契約においては、県の規程に基づいた仕様書を作成し契約締結している。</p>	

9 県立総合技術研究所畜産技術センター (監査年月日：平成30年9月7日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)	
【借受物品の管理について】 次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。	
借受物品	一体型高速液体クロマトグラフ 1台
根 拠	広島県物品管理規則第41条
措 置 の 内 容	
【原因】 備品出納簿による記録管理を失念していたため。	
【措置内容】 今回、指摘のあった備品について、備品出納簿に記録を行った。 また、これからの適正な備品管理のため、備品管理リストと配置図を作成する。	

10 西部厚生環境事務所・西部保健所 (監査年月日：平成30年11月7日)

平成30年度 監査結果 (改善を求める事項)				
【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進に努める必要がある。(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)				
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成28年10月]		
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	12,940,054円	9,865,304円		
措 置 の 内 容				
【措置内容】 (西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所)				
区 分	未 納 額	全額納入額	部分納入額	不納欠損処分額
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	25人 11,162,848円	12人 857,963円	15人 697,073円	1人 222,170円
*令和元年8月末現在				
母子福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則として連帯保証人を求め、保証の意思確認を行うなど、滞納の未然防止に努めている。				
また、償還開始前には、面談による指導を行い、償還への意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替払・月賦払を推奨している。				
滞納となった者に対しては、文書・電話・来所等により償還指導を行うとともに、必要に応じて初期滞納債権支払案内委託及び債権回収 (サービサー) 委託を活用している。				
なお、折衝に当たっては、滞納者の生活状況を把握しながら、納付資力に応じて丁寧な個別指導を行うとともに、保証人への早期の通知、償還困難者の生活実態把握及び遠距離者や困難滞納者に対するサービサーの活用等、メリハリをつけた対応を行っている。また、必要に応じて財産等調査を実施し、法的措置や執行保留に向けた取組を進める。				

11 西部東厚生環境事務所・西部東保健所 (監査年月日：平成30年11月7日)

平成30年度 監査結果 (改善を求める事項)

【長期未納 (滞納繰越分) について】

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成28年10月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	20,231,445円	18,085,957円

措 置 の 内 容

区 分	未納額 (令和元年8月末)	全額納入額 (令和元年8月末)	部分納入額 (令和元年8月末)	不納欠損処分類 (令和元8月末)
母子福祉資金 に係る貸付金 元利収入	18人 17,453,812円	26人 2,076,679円	38人 690,154円	0人 0円

※呉市委譲分10,800円は除く。

貸付申請段階においては、市町及び市町社会福祉協議会の生活困窮自立支援窓口との連携により、他制度 (返済不要な給付金制度等) の活用についての情報提供を行うなど、ひとり親家庭の自立の助長と生活の安定を図ることに努めている。

貸付審査段階では、将来の償還の負担軽減のため、借主・連帯借主の資金計画や生活設計を確認しながら、真に必要な貸付額を申請するよう指導している。原則として連帯保証人を求め、滞納の未然防止に努めている。

償還開始前 (卒業前) には面接を行い、償還の意識付けや確実な償還が見込まれる口座振替払・月賦払を指導する等により、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前の借主に対し、卒業した連帯借主の就職先 (進学先) と現住所を文書で報告を求め、初期滞納防止に努めている。

電話、訪問又は文書による償還指導が困難なものについては、必要に応じて初期滞納債権支払案内委託又は債権回収委託 (サービサー委託) を活用している。

長期滞納者に対しては、継続して償還指導を行うとともに、生活状況の報告を求め、個々の生活状況に応じた償還指導を行っている。状況によっては、法的措置や執行保留等を検討していく。

12 西部子ども家庭センター（監査年月日：平成30年5月30日）

平成30年度 監査結果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。先進的な取組を参考にするなど、より有効な徴収方法を検討し、更なる徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在]		参考 前回監査時 [平成26年度決算額]	
児童福祉施設措置費負担金	112人	23,526,444円	81人	20,615,064円

措 置 の 内 容

区 分	未 納 額		全額納入額		部分納入額		不納欠損処分額	
児童福祉施設措置費負担金	70人	18,323,244円	5人	1,131,000円	11人	818,160円	26人	3,254,040円

平成30年度実績ベース

【未納の主な要因】

- ① 児童が措置入所中は、子ども家庭センターと保護者との関係が崩れると、児童支援にも影響を及ぼす可能性が高いため、強制徴収が難しい面がある。
- ② 虐待を行う保護者は、「しつけ」であるなど、虐待の認識が乏しく、施設への入所措置は本意ではないという保護者が多く、また経済基盤が弱く収入変動が激しい保護者も多いため、負担を求めることが困難なケースが多い。

【措置内容（平成30年度実績ベース）】

- (1) 上記要因①に係る児童入所中の保護者対応
 - ・保護者との安定的な関係を維持するため、負担金事務担当者と担当ケースワーカーの連携を進め、担当ケースワーカーが保護者へ連絡する際、併せて負担金納付の指導を行った。
 - ・納付忘れを防止するため、施設入所の同意書提出時等に負担金が発生する世帯に対し、口座振替を推奨した。
 - ・効率的・効果的な収納を進めるため、呼出通知書・財産調査予告通知書を退所世帯には全て送付したものの、入所中世帯には長期・高額滞納世帯に限定した（執行停止中、執行保留世帯は除く。）。なお、前記述の通知書に反応のない者、連絡があっても約束した納入のない者については、あわせて預貯金調査も実施した。
- (2) 上記要因②に係る負担能力・納付意識の低い保護者対応
 - ・児童退所後、直近の経済状況を把握するため、速やかに財産調査（課税状況調査）を実施し、生活保護世帯、所在不明者については、執行停止（退所世帯1件・入所中世帯2件）とした。また、非課税世帯については執行保留（退所世帯7件・入所中世帯10件）とした。
 - ・担当ケースワーカーとともに家庭訪問し、保護者の経済状況にあわせた徴収活動を行った。
 - ・納付意識が低かった滞納者については、退所後、給与照会を行い、預貯金調査の結果とあわせ、過去、未実施の強制執行も検討していく。
- (3) 要因①、②共通
 - ・催告書の定期送付や、長期滞納者への電話督促により、長期滞納分が納付された。（48件 999,100円）

13 動物愛護センター （監査年月日：平成 31 年 1 月 15 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用機器	空調機器 6 台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）
措置の内容	
<p>【原因】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律は平成 27 年度に施行されたが、同年度には、簡易点検を実施し、記録簿に記載していた。しかし、担当者の異動後に、簡易点検についての引継ぎがされなかったため、簡易点検の実施が必要であることへの後任者の認識が不足することとなった。</p>	
<p>【措置内容】 平成 30 年 9 月 4 日に、6 台の空調機器の簡易点検を実施し、その後は、3 か月に 1 回以上の簡易点検を実施した。 機器ごとに、フロン排出抑制法に基づく点検記録簿【フロン類使用第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵・冷凍機器）】を作成し、点検に係る事項を記載し、台帳に綴って保存した。 また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検を実施することを事務分掌として明記し、引継ぎが適切に行われるようにする。</p>	

14 県立安芸津病院 （監査年月日：平成 30 年 11 月 21 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 工事請負契約における事務処理について】 (ア) 契約保証について 次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器，加湿器，架台更新工事（平成 29 年度）
根拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3
措置の内容	
<p>【原因】 担当係において、建設工事執行規則等に基づく事務手続について認識が不足していたこと。</p>	
<p>【措置内容】 建設工事執行規則について再確認し、同規則第 10 条（契約の保証）などに基づく事務手続を徹底し、適正に事務処理を行っている。</p>	

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ア 工事請負契約における事務処理について】

(イ) 請負代金内訳書の提出について

次の工事請負契約において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器, 加湿器, 架台更新工事 (平成 29 年度)
根拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 14 条

措置の内容

【原因】

担当係において、建設工事執行規則等に基づく事務手続について認識が不足していたこと。

【措置内容】

建設工事執行規則について再確認し、同規則第 14 条（請負代金内訳書及び工程表）などに基づく事務手続を徹底し、適正に事務処理を行っている。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ア 工事請負契約における事務処理について】

(ウ) 現場代理人及び主任技術者等指名届の通知について

次の工事請負契約において、現場代理人及び主任技術者等指名届を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器, 加湿器, 架台更新工事 (平成 29 年度) ボイラー用給水ポンプ取替工事 (平成 29 年度) ボイラー性能検査受検整備工事 (平成 29 年度)
根拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 20 条第 1 項

措置の内容

【原因】

担当係において、建設工事執行規則等に基づく事務手続について認識が不足していたこと。

【措置内容】

建設工事執行規則について再確認し、同規則第 20 条（現場代理人及び主任技術者等）などに基づく事務手続を徹底し、適正に事務処理を行っている。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ア 工事請負契約における事務処理について】

（エ）完成検査の結果の通知について

次の工事請負契約において、完成検査の結果を受注者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器，加湿器，架台更新工事（平成 29 年度） ボイラー用給水ポンプ取替工事（平成 29 年度） ボイラー性能検査受検整備工事（平成 29 年度）
根 拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 41 条第 2 項

措 置 の 内 容

【原因】

担当係において、建設工事執行規則等に基づく事務手続について認識が不足していたこと。

【措置内容】

建設工事執行規則について再確認し、同規則第 41 条（検査及び引渡し）などに基づく事務手続を徹底し、適正に事務処理を行っている。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 常時の資金前渡の管理について】

常時の資金前渡について、病院事業財務規程で定める様式の現金出納簿が備えられていなかった。また、出納簿上は職員に資金前渡された学会参加費が、監査日現在、職員に渡されておらず、金庫内で保管されていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 12 条
-----	-------------------

措 置 の 内 容

【原因】

担当係において、広島県病院事業財務規程等に基づく事務手続について認識が不足していたこと。

【措置内容】

備えていた出納簿が広島県病院事業財務規程で定める様式と異なっていたため、同規程で定める様式の現金出納簿を備え付けた。

また、出納簿の額と現金残額に差異が生じることがないように複数人でチェックし厳正に管理している。

15 公益財団法人ひろしま文化振興財団（監査年月日：平成 30 年 11 月 29 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【賞与引当金の計上について】 平成 29 年度財務諸表に計上されている賞与引当金について、所要額が計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	企業会計原則注解 [注 18]引当金について
措置の内容	
<p>【原因】 公益認定時（H21）に誤った算式を当てはめて経理しており、それに気づかず今に至っていた。 会計担当者において計算方法に関する認識が不足していたこと及びチェック体制が不十分であったことが要因となっている。</p>	
<p>【措置内容】 再発防止のために次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計伝票への算式の記載及び事務局長決裁時の検算確認の実施 ・会計担当者の研修機会の確保 ・顧問税理士による引当金処理の確認の実施 平成 30 年度の決算以降については、上記対策により適正に経理する。 なお、平成 30 年度の決算については、適正に処理していることを、税理士により確認済み。	

【教育委員会】

1 機関名 教育委員会事務局（監査年月日：平成 30 年 8 月 6 日）

平成 30 年度 監査結果（改善を求める事項）									
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。</p>									
区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">長期未納（滞納繰越分） [平成 29 年度決算額]</th> <th colspan="2">参考 [平成 28 年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）</td> <td>219 人 91,700,986 円</td> <td>207 人 86,783,021 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	長期未納（滞納繰越分） [平成 29 年度決算額]		参考 [平成 28 年度決算額]		地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）	219 人 91,700,986 円	207 人 86,783,021 円	
長期未納（滞納繰越分） [平成 29 年度決算額]		参考 [平成 28 年度決算額]							
地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）	219 人 91,700,986 円	207 人 86,783,021 円							
措置の内容									
<p>平成 30 年度においては、各市町を通じて全ての滞納者に督促状を発送したことにより、過年度分の滞納者 60 人から 4,857 千円の入金があった。（H29：15 人 1,108 千円） 市町教委と連携し、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進の取組を進めるとともに、返還中の世帯であっても経済的理由により返還が困難となった世帯に対しては、要綱に定める免除制度の活用を促すなど、新たな滞納を増やさない取組も進めている。</p>									
区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>未納額 (令和元年 5 月末)</th> <th>全額納入額 (令和元年 5 月末)</th> <th>部分納入額 (令和元年 5 月末)</th> <th>不納欠損処分額 (令和元年 5 月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）</td> <td>181 人 86,843,246 円</td> <td>38 人 2,686,080 円</td> <td>22 人 2,171,660 円 0 人 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	未納額 (令和元年 5 月末)	全額納入額 (令和元年 5 月末)	部分納入額 (令和元年 5 月末)	不納欠損処分額 (令和元年 5 月末)	地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）	181 人 86,843,246 円	38 人 2,686,080 円	22 人 2,171,660 円 0 人 0 円
未納額 (令和元年 5 月末)	全額納入額 (令和元年 5 月末)	部分納入額 (令和元年 5 月末)	不納欠損処分額 (令和元年 5 月末)						
地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）	181 人 86,843,246 円	38 人 2,686,080 円	22 人 2,171,660 円 0 人 0 円						

平成 30 年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 高等学校通信制課程修学奨励金貸付金制度や在籍管理のあり方について】

東高等学校においては、通信制課程修学奨励金貸付金の貸付を受けた後、長期間にわたって受講していないにもかかわらず、在学中という整理が行われることにより、同貸付金の返還義務が生じていない者が多数存在している。

ついては、教育委員会として、通信制課程修学奨励金貸付金制度や在籍管理のあり方について、適正な取扱いを行う必要がある。（高校教育指導課，教育支援推進課）

措 置 の 内 容

高等学校定時制通信制課程修学奨励金貸付金の貸付を受けている者で、長期にわたって受講していない生徒に対して修学の意味確認を行い、修学を希望する者については受講手続きを行い、修学の意味がない者等については退学手続又は除籍処分を行った。

〔長期未履修者：179人〕

区 分	退学・除籍	修学継続	休学
長期未履修者	154人	24人	1人

適正な在籍管理の結果、除籍・退学等となった借受者に対しては、学校において貸付要綱及び債権管理事務取扱要綱に基づく適切な債権管理が実施されるよう、指導・助言を行っていく。

平成 30 年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 高等学校受講料減免に係る事務取扱について】

高等学校通信制課程における受講料の減免手続については、広島県立高等学校授業料等減免及び徴収猶予事務取扱要綱第4・1(3)に基づき、市町村民税非課税又は所得割非課税の理由によって減免を決定された者（給与支払見込額で決定した者を除く。）については、6月末日までに新年度の市町村民税課税証明書を提出させて7月以降の授業料等の減免を再審査することになっているにもかかわらず、受講料が年間履修単位数に応じた額であり、月ごとに減免を決定することはできないことから、教育委員会では再審査を行わないこととしている。

ついては、同要綱の定めた取扱いと教育委員会の取扱いの食い違いを解消する必要がある。（教育支援推進課）

措 置 の 内 容

高等学校通信制課程における受講料は年間履修単位数に応じた額であり、月ごとに減免を決定することはできないため、受講料の減免申請に当たっては、当該申請時点における最新の証明書を添付するものとしていることを踏まえ、市町村民税非課税又は所得割非課税の理由により受講料の減免を決定された者については再審査を行わないよう、広島県立高等学校授業料等減免及び徴収猶予事務取扱要綱を改正した。（平成31年3月19日改正，同年4月1日施行）

2 福山少年自然の家 (監査年月日：平成 31 年 1 月 15 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)

【ア フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機，冷蔵冷凍庫，空調機器
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

措置の内容

【原因】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について、担当者が十分に理解しておらず、簡易点検の実施及び記録簿の作成を失念していた。

【措置内容】

関係法令の理解を深めるとともに、3か月に1度以上の簡易点検を実施し、記録簿に点検内容を記録した。また、事務室内においても関係通知等の内容を周知し、組織全体で点検漏れを防ぐようにした。

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)

【イ 行政財産の貸付に伴う電気料金の徴収について】

行政財産の貸付に伴う電気料金の徴収について、徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成 30 年度）

対象	自動販売機の設置に伴う電気料金
内容	電気料金の算出において、使用する電気使用量を誤っていた。 平成 30 年 6 月分 追加徴収額 10 円
根拠	定期建物賃貸借契約書第 9 条

措置の内容

【原因】

電気料金を算出する計算式に、間違った電気料金を入力していた。確認不足であつた。

【措置内容】

正しい電気料金を入力し、新たに納入通知書を発行し、不足分を徴収した。今後は、複数の者で確認するよう再度徹底した。

3 県立可部高等学校 (監査年月日：平成30年7月31日)

平成30年度 監査結果 (改善を求める事項)								
【長期未納 (滞納繰越分) について】								
次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) があり、縮減に向けての取組に努力を要するものがあった。滞納者等の状況を把握し、督促状を発するなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。								
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成30年6月現在]		参考 前回監査時 [平成25年6月]					
高等学校使用料 (定時制授業料)	3人	64,210円	0人	0円				
修学奨励金貸付金返還金	1人	224,000円	0人	0円				
措 置 の 内 容								
督促状を発したり、在学中の生徒については担任と連携しながら納入指導を行ったりするなど、継続的に取組を行った結果、未納額の一部について納入が行われた。								
区分	未納額 (令和元年8月末)		全額納入額 (令和元年8月末)		部分納入額 (令和元年8月末)		不納欠損処分額 (令和元年8月末)	
高等学校使用料 (定時制授業料)	2人	58,150円	1人	6,060円	0人	0円	0人	0円
修学奨励金貸付金 返還金	1人	154,000円	0人	0円	1人	70,000円	0人	0円

4 県立竹原高等学校 (監査年月日：平成30年6月29日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)				
【ア 住居手当の支給について】				
住居手当の支給を受けている職員が支給対象者としての要件を欠いたにもかかわらず、誤って支給しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。				
支給額	1名 54,000円 (平成30年4月～平成30年5月)			
根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条, 第6条, 第8条			
措 置 の 内 容				
【原因】				
4月人事異動時に借家から自宅へ転居した職員について、住居手当の認定状況を十分に把握しておらず、通勤手当の認定の際も、通勤手当単独で認定作業を行ったため住居届が提出されていないことに気付かず、要件が喪失していることについて確認が不十分であった。				
【措置内容】				
借家を退去した時期を確認し、支給要件を欠いた平成30年4月及び5月分について戻入した。 異動者の諸手当認定状況の早期把握に努めるとともに、住居手当と通勤手当の認定を一連の作業とするなど、関連性の高い諸手当を相互に照らし合わせ確認する手順を踏み、チェック体制を強化するよう所属内で意識共有した。				

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 住居届の確認について】

住居届の内容については、その記載事項及び居住の実情を証明する書類により、届出に係る事実を確認しなければならないが、確認事項のうち、家賃を負担している事実を確認していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条, 第6条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第2
----	---

措置の内容

【原因】

契約書の写し、建物賃貸契約等に係る証明書の確認時、住居手当認定要領に定められた提出書類がすべて提出されているかの確認が不十分であつた。

【措置内容】

不足していた証明書等を提出させ、家賃を支払っている事実を確認した。
届出内容及び添付書類が住居手当認定要領に定められた内容を満たしているか、認定の都度、認定要領と照らし合わせ、必要書類を確認することを徹底するとともに、全教職員に対し注意喚起を行った。

5 県立忠海高等学校（監査年月日：平成 30 年 7 月 31 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ア 消防用設備点検結果の報告について】

消防用設備について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	消防法第 17 条の 3 の 3
----	------------------

措置の内容

【原因】

消防署に報告することを失念していた。

【措置内容】

消防設備点検業者と連携をとり、平成 30 年 8 月点検分より報告を行っている。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【イ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について簡易点検が行われておらず、記録簿も作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷蔵冷凍機器（冷水器 2 台）
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

措 置 の 内 容

【原因】

冷水器が簡易点検の必要な機器だという認識がなかった。

【措置内容】

簡易点検票の作成及び点検を行った。

また、通知等を再確認するとともに、事務室内においても内容の確認周知を行い、組織全体で点検漏れを防ぐようにした。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 通勤手当の認定について】

通勤手当の認定において、交通用具利用に係る届出の使用距離と、認定の際の測定距離との相違の原因を確認しなかったことにより、誤った距離区分で手当額を決定していたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

過支給額	1 名 33,000円（平成29年 4 月～平成30年 6 月）
根 拠	職員の通勤手当の支給に関する規則第 3 条，第 4 条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 3

措 置 の 内 容

【原因】

交通用具利用に係る届出の使用距離と認定の際の測定距離とが相違している認識がなかった。

【措置内容】

職員に再度、交通用具の使用距離を計測させたところ、届出の使用距離に誤りがあつたため、職員に通勤届を訂正させ、改めて認定した。また、誤った距離区分で手当額を認定していた平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月分について戻入した。

今回の誤りについて、所属内で内容を共有し、交通用具の使用距離において誤った距離を届け出ることがないよう注意喚起をするとともに、今後、届出に疑義が生じた際には、確実に内容の確認を行った上で認定を行う。

6 県立瀬戸田高等学校 (監査年月日：平成31年3月4日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)					
<p>【備品の管理について】 次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <td>品名</td> <td>マット2枚, 映写機2台, ステレオ1台, 録画再生装置3台</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県物品管理規則第27条, 第30条</td> </tr> </table>		品名	マット2枚, 映写機2台, ステレオ1台, 録画再生装置3台	根拠	広島県物品管理規則第27条, 第30条
品名	マット2枚, 映写機2台, ステレオ1台, 録画再生装置3台				
根拠	広島県物品管理規則第27条, 第30条				
措置の内容					
<p>【原因】 不用品への分類換えを電算入力後、不用品として管理していたが廃棄の手続きを失念したまま、廃棄してしまった。</p> <p>【措置内容】 不用品については廃棄決定の処理を行った。 備品の廃棄に関する手続きについて再度確認すると共に、管理・把握しやすくするため、所属内で備品管理状況を共有して組織的にチェックできるようにした。</p>					

7 県立黒瀬高等学校 (監査年月日：平成30年6月29日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)																
<p>【フロン類を使用した機器の点検等について】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては、定期点検を行うこととなっているが、次のもの（定格出力7.5kW以上）については実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>製品分類</th> <th>定格出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進路指導室</td> <td>ユニット型エアコンディショナー</td> <td>9.25kW</td> </tr> <tr> <td>パソコン教室</td> <td>ユニット型エアコンディショナー</td> <td>11.25kW</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>ユニット型エアコンディショナー</td> <td>7.5kW</td> </tr> <tr> <td>視聴覚教室</td> <td>ユニット型エアコンディショナー</td> <td>9.2kW</td> </tr> </tbody> </table>		設置場所	製品分類	定格出力	進路指導室	ユニット型エアコンディショナー	9.25kW	パソコン教室	ユニット型エアコンディショナー	11.25kW	音楽室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW	視聴覚教室	ユニット型エアコンディショナー	9.2kW
設置場所	製品分類	定格出力														
進路指導室	ユニット型エアコンディショナー	9.25kW														
パソコン教室	ユニット型エアコンディショナー	11.25kW														
音楽室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW														
視聴覚教室	ユニット型エアコンディショナー	9.2kW														
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）第2															
措置の内容																
<p>【原因】 根拠法令を担当者が熟知していない上に組織全体でその重要性を認識していなかったため。</p> <p>【措置内容】 平成31年度に専門業者と契約し、定期点検を実施した。今後は、再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>																

8 県立高陽高等学校 (監査年月日：平成 30 年 7 月 31 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)		
<p>【ア 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について】 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、収入手続がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		
対 象	料 金	徴収すべき期限
PTA 複写機の設置に伴う電気料金	1,466 円 (平成 30 年 3 月分)	平成 30 年 4 月 30 日
	1,851 円 (平成 30 年 4 月分)	平成 30 年 5 月 31 日
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 27 条 行政財産の使用許可及び使用料等の取り扱い要領	
措 置 の 内 容		
<p>【原因】 電気料金について、月ごとに徴収することとしていたが、失念し年間分をまとめて徴収すると思ひ込んでいたため徴収手続を行っていなかった。</p>		
<p>【措置内容】 事務室内で事務処理を再確認するとともに、当該 2 件の電気料金について調定を行い、収入した。その後は、毎月、徴収を行っている。</p>		

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【イ 通勤手当の支給について】 通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することとなっているが、この改定をしていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	職員の通勤手当の支給に関する規則 第 3 条, 第 4 条, 第 10 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 転居を行った職員から通勤届が提出されず、通勤届を速やかに提出するよう指示を行ったが、事務分掌に変更が生じた際、引継ぎが不十分であつた。</p>	
<p>【措置内容】 監査実施翌日に職員から通勤届を提出させ、平成 30 年 7 月分から増額改定を行った。 今後については、事務室内で情報共有を図り、給与担当者以外の職員も声かけ等を行うとともに、全教職員に対し、届出の内容に変更が生じた際には速やかに届け出るよう周知した。</p>	

9 県立廿日市西高等学校 (監査年月日：平成 30 年 5 月 16 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
【備品の管理について】 次の備品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。	
品名	パーソナルコンピューター 1台
根拠	広島県物品管理規則 第41条
措置の内容	
【原因】 担当者が事務処理を行うことを失念していたことと、所属内の進捗管理が十分でなかったこと。	
【措置内容】 平成 30 年 5 月 18 日に財務会計システムを用いて備品出納簿へ記録管理を行うとともに、当該備品に備品シールを貼付した。 今後に向けては、所属内で事務処理の流れを再確認する情報の共有化を図り、相互チェックを行うことができる環境を整え、再発防止に向けた対応を行った。	

10 県立庄原実業高等学校 (監査年月日：平成 30 年 7 月 31 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
【財産の管理について】 財産の管理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。	
ア 行政財産に係る使用許可期間の更新について、使用期間の更新手続を行わないまま、使用を継続させていた。	
財産	広島県立庄原実業高等学校校舎
目的	災害時の指定避難所表示看板の設置
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 25 条
措置の内容	
【原因】 行政財産の事務処理についての認識が不十分で、必要な手続を怠っていた。	
【措置内容】 期間更新手続の事務処理を行った。 期間更新手続が必要な財産の一覧表を作成し、使用期限の確認を行った。	

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【財産の管理について】

財産の管理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

イ 借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。

借受不動産	土地 6,837 m ² （実習地） 土地 2,361 m ² （実習地）
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 広島県公有財産管理規則第 61 条, 第 64 条

措 置 の 内 容

【原因】

借受財産の事務処理についての知識が不十分で、台帳管理の必要性を認識していなかった。

【措置内容】

財務会計財産サブシステムによる登録を行い、台帳による記録管理と財産管理課への報告を行った。借受財産の一覧表を作成し、借受期間の確認を行った。

11 県立尾道商業高等学校（監査年月日：平成 30 年 6 月 13 日）

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ア フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては、定期点検を行うこととなっているが、次のもの（定格出力 7.5kW 以上）については実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

設置場所	製品分類	定格出力
簿記機械実習室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW
C A I 教室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）第 2	

措 置 の 内 容

【原因】

3 年に 1 回以上、有資格者による点検が必要な機器があることを認識していなかったため。

【措置内容】

平成 30 年度に有資格者による点検を実施した。

また、通知等を再確認するとともに、事務室内においても内容の確認周知を行い、組織全体で点検漏れを防ぐようにした。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【イ 住居手当の支給について】

住居届の内容については、その記載事項及び居住の実情を証明する書類により、届出に係る事実を確認しなければならないが、確認事項のうち、家賃を負担している事実を確認していないものがあつた。また、当該職員への住居手当について、支給の始期を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

誤支給額	1名 27,000円（平成29年4月分）
根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条, 第6条, 第8条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第2, 第3

措置の内容

【原因】

住居手当認定要領に基づく証明書等による家賃支払の確認を怠つたため。

【措置内容】

領収証及び内訳書の写しを提出させ、家賃負担の事実及び負担開始日を速やかに確認し、支給の始期に誤りがあつたため、平成29年4月分について戻入した。

今後は、認定要領に基づき、確認しなければならない事項と書類の確認を確実に行うとともに、チェックの際にも同様に行うよう改めた。

また、関係職員に対し、確認する事項及び必要書類について周知した。

平成 30 年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 通勤届の確認について】

有料道路を利用して通勤する職員がETCサービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2
----	----------------------

措置の内容

【原因】

「ETCサービス利用者の取扱い」に基づく交通用具の車両番号の確認を怠つたため。

【措置内容】

速やかに車検証の写しを提出させ、交通用具の車両番号を確認した。

今後は、認定要領に基づき、必要事項を確実に確認するとともに、関係職員に対して車両番号の確認が必要事項であることを周知した。

12 県立戸手高等学校 (監査年月日：平成30年7月31日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 郵便切手類の管理について】

郵便切手類の使用において、郵便切手類使用簿に発送先や使用枚数等を記載していないにもかかわらず交付し、実際の使用枚数を貼付確認等により確認していないものがあった。

また、当該郵便切手類の返納分について、その残高を、平成29年度の郵便切手類出納簿に年度中途から記載しておらず、平成30年度への繰越しもしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第41条 郵便切手類の管理について (平成23年12月22日付け管理部総務課長通知(教育委員会))
----	--

措置の内容

【原因】

郵便切手使用時は発送先と使用枚数を使用簿に記載させ貼付確認をしているが、大量に郵便切手を使用した際に予定発送先のみ確認し、実際の発送先と使用数量の確認をしなかった。そして、年度途中で事務担当者が変わり、当該郵便切手の返納分の記載を年度中途から失念していた。

【措置内容】

記載漏れとなっていた返納分の郵便切手類について、平成29年度の郵便切手類出納簿の追記訂正を行い、平成30年度へ繰越しを行った。

郵便切手使用者に郵便切手類使用簿への記載と発送先が多数の場合は送付先一覧を提出させ、それを複数で確認することを徹底した。

郵便切手類出納簿記載と現物の確認を毎月複数の事務職員で行う。再発防止のため、複数の事務職員によるチェック体制を確立するとともに、公金の取扱いに準じて常に厳重な管理を行うこととした。

平成30年度 監査結果 (指摘事項)

【イ 通勤届の確認について】

有料道路を利用して通勤する職員がETCサービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領(広島県教育委員会)第2
----	----------------------

措置の内容

【原因】

通勤届に変更後の車両番号が確認できる書類の添付を失念していた。

【措置内容】

変更後の車両番号が確認できる書類を通勤届に添付した。

ETCサービス利用者に変更が生じた場合は、「ETCサービス利用者の取扱い」に基づき必要書類を徴することを徹底し、車両番号の確認を確実にするとともに、全教職員に対し、有料道路を利用して通勤する場合は、車両を変更する都度、そのことが確認できる書類の提出が必要であることを周知した。

13 県立因島高等学校 (監査年月日：平成30年7月31日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では、責任者は管理簿と在庫量の整合について、各学期末に1回確認し、総括責任者に報告することとなっているが、在庫量の確認が行われておらず、総括責任者への報告も年に1回となっていた。 また、毒物及び劇物の一部について管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) 2 毒物劇物危害防止規定(広島県立因島高等学校) 5 (1)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 ・在庫量の確認が行われておらず、総括責任者への報告も年に1回となっていたのは、「毒物劇物危害防止規定」で定めた各学期に1回の確認と報告を行うことについての認識が十分ではなかったためである。 ・毒物及び劇物の一部について管理簿が作成されていなかったのは、これまで開けなかった薬品棚があったためである。</p> <p>【措置内容】 ・在庫量の確認及び報告の回数については、適切な回数を検討して年2回とし、「毒物劇物危害防止規定」を一部変更するとともに、点検表により確実に点検を行うこととした。 ・管理簿が作成されていなかった薬品については、薬品棚を開け、保管されていた薬品を確認の上、管理簿を作成し管理を行うこととした。</p>	

14 県立福山特別支援学校 (監査年月日：平成31年3月4日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)	
<p>【借受不動産の管理について】 次の借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
借受不動産	原野(福山市津之郷町大字津之郷松山1994番地1内) 100.30m ² 原野(福山市津之郷町大字津之郷松山1994番地2内) 0.75m ²
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 文書での決裁で業務が完結したと思い込み、財務会計システムへの登録業務を失念していた。</p> <p>【措置内容】 財務会計財産サブシステムによる登録を行い、台帳による記録管理と財産管理課への報告を行うとともに、起案文書へ決裁後の財務会計システムへの登録等必要な業務について記載した。 借受財産の一覧表を作成し、借受期間の確認を行った。</p>	

15 県立黒瀬特別支援学校 (監査年月日：平成 30 年 5 月 17 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 借受財産の管理について】

次の借受財産について、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地	4,180.07 m ²	(安浦分級校舎敷地)
	建物	886.19 m ²	(安浦分級校舎)
	土地	213.30 m ²	(汚水排水管理設用地)
	土地	580.00 m ²	(来客用・職員用駐車場用地)
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項 		

措置の内容

【原因】

財産台帳への記録管理に対する認識不足であった。

【措置内容】

広島県教育委員会公有財産管理規則及び広島県公有財産管理規則を再確認し、財務会計財産サブシステムによる登録を行った。

財産台帳登録の借受番号を記載した借受財産一覧表を作成し、借受財産の契約及び登録状況を所属内で共有することにより、適正に事務処理を行う。

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)

【イ 備品の管理について】

次の備品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品名	ホワイトボード板	1 台
	電子黒板	1 台
	時計	1 個
根拠	広島県物品管理規則第 41 条	

措置の内容

【原因】

担当者の備品出納簿への記録管理の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、年度別に備品購入表を作成し、備品の取得及び登録状況を所属内共有し適正な業務を行う。

16 公益財団法人広島県教育事業団 (監査年月日：平成 30 年 12 月 5 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)

【簿外現金について】

過去に開催されたスポーツイベントに関する釣銭が、返金されないまま、かつ、簿外で保管されていた。返金先と連絡が取れるまでは預り金処理とし、返金不要あるいは不能が確定すれば雑収入として計上するなど、適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益法人会計基準第 2 1 貸借対照表の内容 公益財団法人広島県教育事業団財務規程第 3 条, 第 18 条
-----	---

措 置 の 内 容

【原因】

本件において発生した不明金の内容は次のとおり。

- ・もともとはスポーツイベントの参加予定者が事前にイベント参加料を支払ったもの。
- ・その後、都合により当該イベントに参加できなかったことにより、実際のイベント参加者数と受領した参加料とで乖離が発生。

発生原因としては、上記についてスポーツイベントを担当した部署（健康・体力サポートセンター）から経理担当へ当該不明金に関する報告が漏れていたことにより、簿外の保管となったもの。

【措置内容】

本件に関しては、該当するスポーツイベント参加予定者が判明したため、ただちに返金を実施した。また今後に向けて、再発防止策として次の 2 点を徹底する。

- ①本件同様、使途不明な金銭が発生した場合、直ちに担当者は経理担当へ報告する。
- ②経理担当は、当該金銭についていったん仮受金として計上し、返金が完了した場合は消込を行い、返金不能となった場合は雑収入として計上する。

平成 30 年度 監査結果 (改善を求める事項)

【公益目的事業比率について】

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上となるように公益目的事業を行わなければならないが、平成 29 年度決算において、公益目的事業比率が 50%未満となっていた。

毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上になるよう、将来を見越した事業のあり方について検討を図っていく必要がある。

根 拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 15 条
-----	--------------------------------

措 置 の 内 容

毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上となるために次の点を改善した。その結果、平成 30 年度決算においては、公益目的事業比率が 64.2%となった。

【改善点】配賦率の見直し

- ・総合体育館における各種費用の配賦率（費用を公益目的事業会計：収益事業等会計：法人会計へ按分する率）について、これまでの配賦基準を見直すことで新たに設定したもの。
- ・配賦率の見直し対象となった費用は、人件費（総合体育館及び事務局）、光熱水料費、修繕費、委託費等

【公安委員会】

1 広島南警察署 (監査年月日：平成30年5月22日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	広島市南区丹那町20番13号先ほか路側式道路標識設置工事 平成29年度 広島市南区宇品御幸一丁目9番3号ほか路側式道路標識設置工事 平成29年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措置の内容	
【原因】 標識工事を「交通規制管理システム」の標識工事設計機能を使用して設計する際、担当者の過失により、使用する標識柱の太さを誤って入力したため、路側式道路標識工事に定める基準を満たしていない仕様により施工したものの。	
【措置内容】 警察本部主管課において現況の強度計算を行った結果、定められた強度が確保されていることが確認されたため、現状を維持することとした。 今後については、設計書完成後、内容の再確認を徹底するとともに、警察本部主管課の審査を受け、加えて署内でその内容を共有し、再発防止の徹底を図る。	

2 海田警察署 (監査年月日：平成30年4月26日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	安芸郡海田町つくも町ほか路側式道路標識設置工事（平成29年度）
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）
措置の内容	
【原因】 標識更新の工事を「交通規制管理システム」の標識工事設計機能を使用して設計する際、旧仕様で設置されていた現場の標識データが自動的に引き継がれ、点検の際の見落としにより、そのまま旧仕様の規格で設計したものの。	
【措置内容】 今後の工事設計については、使用部材の規格を既存データの引継ぎによらず、個々新規に入力して仕様書に従った工事設計を行うとともに、確実な点検を実施して再発防止を図ることとした。 本件工事については、支柱の規格が仕様を満たしていないため強度不足となっていることから、標識板の規格を変更して強度を確保し、仕様書に準ずるものとした（追加費用なし。）。)	

3 廿日市警察署 (監査年月日：平成 30 年 5 月 8 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部) に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	廿日市市新宮 1 丁目 7 番ほか路側式道路標識設置工事 (平成 29 年度)
根 拠	路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部)
措 置 の 内 容	
【原因】 本件工事については、当初、コンクリート基礎で設計し発注していたところ、道路構造から同基礎の設置が困難であることが判明したため、工事打合せにより削孔基礎へ変更したものであるが、その際、路側式道路標識工事仕様書に定められていない支柱規格と基礎規格での施工を指示したものの。	
【措置内容】 再発防止のため、監督員及び検査員は、工事仕様書、関係法令等に基づいた事務処理について再度確認し、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。 なお、本件工事の施工に関しては、警察本部主管課から強度計算上安全性に問題はない旨の回答を得ている。引き続き、警察本部主管課の指示・点検を受け適切な施工管理に努める。	

4 江田島警察署 (監査年月日：平成 30 年 6 月 12 日)

平成 30 年度 監査結果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部) に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	広島県江田島市江田島町ほか路側式道路標識設置工事 平成 29 年度
根 拠	路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部)
措 置 の 内 容	
【原因】 本件工事については、削孔で標識柱を新設する工事であったが、路側式道路標識工事仕様書に定めている根入れ長を満たしていなかったにもかかわらず、完成検査等における確認不足により、そのまま検査を合格にしたものの。	
【措置内容】 再発防止のため、監督員及び検査員は、工事仕様書、関係法令等に基づいた事務処理について再度確認し、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。 なお、本件工事の施工に関しては、警察本部主管課から強度計算上安全性に問題はない旨の回答を得ている。引き続き、警察本部主管課の指示・点検を受け適切な施工管理に努める。	

5 東広島警察署 (監査年月日：平成30年6月14日)

平成30年度 監査結果 (指摘事項)

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	東広島市西条中央5-2-12 先ほか路側式道路標識設置工事（平成29年度）
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

措置の内容

【原因】

工事請負契約において、削孔4.0mの直柱で工事設計すべきところ、車両運転手からの視認性において標識板の位置が高すぎると判断したため、路側式道路標識工事仕様書にない3.5mの直柱を使用したことによる。

【措置内容】

工事管理において、現場の事前調査及び仕様書の確認を徹底し、再発防止に努める。

なお、本件工事の施工については、警察本部主管課において強度計算した結果、強度に問題がないことが判明したため、再工事等の是正は行っていない。